

仕 様 書

1 委託業務名

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）と御射山公園の一体感の創出に向けた基本計画（調査）業務委託

2 業務期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

ただし、本仕様書「6 業務」の内容については、本市と協議のうえ中間報告として取りまとめること。

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について、最低限の基準を定めたものであり、実際の契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 事業の目的等

京都市男女共同参画センター（以下「ウィングス京都」という。）は、本市の男女共同参画を推進する拠点として、男女共同参画に関する講座等の実施、様々な施策や取組の情報収集・提供、女性グループ・団体等の自主的活動の場の提供などの機能を有し、多くの市民の皆様に御利用いただいているところである。

一方、開館から約30年が経過し、社会環境が大きく変化する中、市民ニーズは多様化しており、今後、男女共同参画社会をより一層推進していくためには、ウィングス京都の持つ優れた機能を維持しつつ、青少年の健全育成等の取組を行う京都市中央青少年活動センターを併設していることや、御射山公園が隣接していることも活かして、若い世代を含む、多くの方々に施設を知っていただき、多様な方々に施設を活用していただくことが重要である。

本件は、御射山公園の利用者がこれまで以上に気軽にウィングス京都に立ち寄ることができるよう、また多様な方々の新たな居場所の創出に向けて、ウィングス京都と御射山公園の一体感の創出に向けたハード整備（以下「一体感の創出等のハード整備」という。）に関する基本計画（調査）を実施するものである。

5 ウィングス京都及び御射山公園の概要

(1) ウィングス京都

ア 施設の場所	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
イ 設置目的	男女共同参画の推進に資する活動の用に供すること
ウ 延床面積	10,440㎡
エ 主要構造及び階数	RC造、地下2階地上4階建
オ 開設	平成6年4月1日

(2) 御射山公園

ア 施設の場所	中京区蛸薬師通東洞院東入御射山町2 8 2 番地他、 中京区泉正寺3 1 5 番地他
イ 公園種別	街区公園
ウ 開園面積	2, 6 0 7 m ²
エ 開設	昭和2 3 年1 1 月2 6 日

6 業務の内容

受託事業者は、提案を実現するためのハード整備について、ウィングス京都と御射山公園の一体感の創出等のハード整備案の検討、及び当該整備に係る構造検証や法令等との適合性の調査など、実現可能性を判断するための技術的な調査を行う。

(1) ウィングス京都の一体感の創出等のハード整備案の検討及び当該整備に係る構造検証、法適合性調査

ア 事前調査・予備調査

施設管理者等からのヒアリング、関係資料の収集、現地調査実施にあたり諸条件の確認

イ 現地調査

ウ ウィングス京都と御射山公園の一体感の創出等のハード整備案の検討

エ 構造検証

- ・ ウの案を実現するにあたり、当該ハード整備に係る構造耐力上の安全性の観点から実現可能性の調査を行う（ハード整備が既存建築物に影響を及ぼす場合は、既存建築物の構造耐力上の安全性も含む。）。

オ 法適合性調査

- ・ ウの提案を実現するにあたり、当該ハード整備に係る関係法令の適合性の観点から実現可能性の調査を行う（ハード整備が既存建築物に影響を及ぼす場合は、既存建築物の関係法令の適合性も含む。）。

カ 調査報告書の作成

キ 調査結果を踏まえた方針・判断支援

(2) 設計並びに工事費の概算費用算出

7 業務体制

- (1) 受託者は、業務の遂行を総括する統括責任者を定める。
- (2) 統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進ちょくに努める。
- (3) 受託者は、実施体制に一級建築士の資格を有している者を配置すること。また、構造検証に関する業務には、統括責任者または業務責任者が構造設計一級建築士の資格を有する場合を除き、構造設計一級建築士の資格を有する者を従事者に配置すること。
- (4) 受託者は、プロポーザル方式による手続を経て委託業務を受託した場合は、委託者

が特別な事情があると認めた場合を除き、企画提案書により提案された実施体制により、当該業務を履行しなければならない。

- (5) 受託者は、特別な事情により、実施体制を変更する場合、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者の承認を受けなければならない。
- (6) 受託者は、特別な事情により、実施体制を変更する場合においても業務の遂行に支障のないよう、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、事前及び業務中の教育を万全に行うこと。

8 業務進行及び管理

- (1) 受託者は、業務の着手に先立ち、委託者と協議・調整のうえ、速やかに次の書類を提出する。
 - ア 業務工程表 2部
 - イ 本業務の担当者名簿 2部
(氏名、保有資格、実務経験年数及び同種類似業務実績がわかるもの)
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次、委託者と協議を行い、委託者の指示により、業務を進める。また、受託者は委託者や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、委託者に提出する。
- (3) 協議資料については、原則、紙資料2部及び電子データで提出する。
- (4) 受託者は、本業務に係る調査及び提案等の成果について、速やかに資料提出を行うこと。
- (5) 受託者は、業務が完了時、成果品とともに、次の書類を提出する。
 - (ア) 業務完了届 1部
 - (イ) 成果品納入届 1部
 - (ウ) 請求書 1部
 - (エ) 振込依頼書 1部(必要な場合)
- (6) 受託者(本業務に従事した全ての者を含む。)は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。

なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (7) 成果品に係る著作権は、委託者に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (8) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

9 業務委託料

- (1) 受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用を負担する。また、本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。
- (2) 業務委託料の支払いは、本市において成果品の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払うこととする。

なお、前金払及び部分払は行わない。

10 貸与物品について

- (1) 委託者は、委託契約後、委託業務の遂行に当たり必要となる資料（竣工時の平面図面、直近の12条点検結果等）を受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。
なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

11 成果品

- (1) 納入する成果品
中間報告書 2部及び電子文書
※ 中間報告書の内容及び提出時期については、本市と協議すること。
最終報告書 2部及び電子文書
- (2) 留意事項
(ア) 成果品のサイズは、A4版両面複写とし、図面はA3版又はA4版とする。
(イ) 電子文書は、閲覧ファイル、図面CADデータ（オリジナルとDXF）、写真等をDVDで提出する。（2部）
なお、保存ケースとDVD本体には、委託業務名、受注者名、履行期間及び目次を記載する。
(ウ) その他、関係官庁との事前協議及び申請手続き等の資料作成等に協力する。また、本事業に関わりのある会議等への支援を行う。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。